

元高機第202号  
令和元年7月4日

附属品検査申請者 各位

高圧ガス保安協会  
機器検査事業部長



附属品検査等に係る手数料改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年10月に予定されている消費税率の見直しを踏まえ、本年10月1日より附属品検査及び附属品再検査の手数を別紙のとおり改定いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、改定後の新手数料は、検査立会日が本年10月1日以降となるものから適用させていただきます。検査立会日までにあらかじめ手数料をお支払いいただく場合は、ご注意下さいますようお願い申し上げます。

敬具

本件担当

機器検査事業部 容器検査課

TEL 03-3436-6104 FAX 03-3436-0688

中部支部

TEL 052-221-8730 FAX 052-204-1308

近畿支部

TEL 06-6312-4051 FAX 06-6312-1437

## 附属品検査手数料

区 分	現行手数料（１個につき） （９／３０まで）	新手数料（１個につき） （１０／１以降）	
イ. ロ以外の容器の附属品検査	内容積1,000ℓ以上の容器の附属品		
	同一日に検査を行う申請数量のうち、		
	1個目から 50個目まで	940円	1,000円
	51個目から 100個目まで	540円	576円
	101個目から 150個目まで	270円	285円
	151個目から	90円	94円
	500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器の附属品		
	同一日に検査を行う申請数量のうち、		
	1個目から 50個目まで	460円	488円
	51個目から 100個目まで	270円	289円
	101個目から 150個目まで	135円	144円
	151個目から	45円	47円
500ℓ未満の容器の附属品			
同一日に検査を行う申請数量のうち、			
1個目から 1,000個目まで	16円	17円	
1,001個目から 5,000個目まで	10円	10円	
5,001個目から 10,000個目まで	5円	5円	
10,001個目から	4円	4円	
ロ. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器の附属品検査	内容積150ℓ以上の容器の附属品		
	同一日に検査を行う申請数量のうち、		
	1個目から 5,000個目まで	27円	29円
	5,001個目から 10,000個目まで	14円	15円
	10,001個目から	9円	10円
	150ℓ未満の容器の附属品		
	同一日に検査を行う申請数量のうち、		
	1個目から 5,000個目まで	18円	19円
5,001個目から 10,000個目まで	12円	12円	
10,001個目から	7円	7円	

## 附属品再検査手数料

区 分	現行手数料（１個につき） （９／３０まで）	新手数料（１個につき） （１０／１以降）	
イ. ロ以外の容器の附属品再検査	内容積1,000ℓ以上の容器の附属品		
	500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器の附属品	940円	1,000円
	500ℓ未満の容器の附属品	460円	488円
ロ. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器の附属品再検査	内容積150ℓ以上の容器の附属品		
	150ℓ未満の容器の附属品	16円	17円
		27円	29円
	18円	19円	

※ ここに掲載している業務の手数料は、手数料表からの抜粋です。  
その他の業務の手数料については、KHKホームページに掲載の手数料表をご確認ください。